

製品安全データシート

作成：2018年3月7日

1. 製品及び会社情報

製品名	35090027 男前モノタロウ 蛍光灯 110W形
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問い合わせ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
整理番号	M180327

2. 組成、成分情報

单一・混合の区分：混合製品

製品重量：620g

構成材および含有量：

構成材	重量 (%)
不活性な成分 (ガラス、黄銅、アルミニウム他)	約96.4
蛍光体粉末 (成分は希土類元素で特定化学物質は含まず。)	約2.6
合成樹脂 (フェノール樹脂等)	約0.5
水銀	約0.0048

官報公示整理番号 : 水銀 化学物質管理促進法 第1種237
C A S番号 : 水銀 7439-97-6

3. 危険有害性の要約

- 1) ランプとしては、安定であり破損時以外は、危険有害性はない。
- 2) 破損時は、ガラス破片、蛍光体粉塵、水銀蒸気が発生する。

4. 応急措置

ガラス片で切傷を負った場合には、直ちに適切な処置をすること。重度の切傷及びガラス片が目に入った場合は、医師による処置を受けること。水銀蒸気を大量に吸入した場合は、新鮮な空気の場所に移し、鼻をかみ、うがいさせる。

5. 火災時の措置

樹脂の燃焼により、有害ガスが発生する。火災時の熱により、ガラスが破損し、ランプが爆縮する可能性がある。

6. 漏洩時の措置

蛍光ランプとしては該当しない。

ランプが破損した場合、ガラス破片の他にランプ内に封入されている微量の水銀とガラス管の内面に塗布されている蛍光体（白色の粉末）が飛散します。適切な換気を行い、固い床の場合、硬い紙でガラスの破片や粉をすくい取り、密閉できるガラス瓶や、ビニール袋に入れる。粘着テープを使用して残りの細かいガラスの破片や粉を集めて、同じように入れる。その場所を湿ったペーパータオル又は、使い捨ての湿った拭き取り布でふき取り、同じように入れる。カーペット等の場合、ガラスの破片を拾い、密閉できるガラス瓶や、ビニール袋に入れる。粘着テープを使用して残りの細かいガラスの破片や粉を集めて、同じように入れる。見えるものすべてを取った後に、掃除機かけが必要なら、ガラスが割れた場所に掃除機をかける。掃除機の紙パックを外して（あるいは掃除機を空にして、ふいて）、紙パックあるいは掃除機のごみ及びふいた布等を密閉できるビニール袋に入れる。集めたごみの入ったビニール袋等は密閉した上、屋外で保管して適切に廃棄する。また、頻繁に、大量のランプを処分する場合は、適切な換気を行い、回収物については、水銀専門の廃棄物処理許可業者に処理を委託する。

7. 取扱い及び保管上の注意

破損しないよう、落としたり、衝撃、荷重を加え無いよう注意する。

8. 暴露防止及び保護措置

蛍光ランプとしては該当しない。

水銀 : 管理濃度 $0.025\text{mg}/\text{m}^3$

許容濃度 ACGIH(99年)・日本産業衛生学会勧告値(2000年)

TLV-TWA $0.025\text{mg}/\text{m}^3$

OSHA PEL TWA $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ (上限値)

設備 局所排気装置、洗面所、洗顔設備。

保護具 防毒マスク(水銀ガス)、送気マスク、ゴム手袋、ゴム長靴、保護眼鏡。

9. 物理的及び化学的性質

本製品は電気機器部品の蛍光ランプであり該当しない。

10. 安定性及び反応性

蛍光ランプは安定であり、反応もしない。

11. 有害性情報

蛍光ランプとしては該当しない。

水銀 : 蒸気の吸入により、頭痛、全身倦怠、食欲不振、口内炎、血尿、蛋白尿などを起こす可能性がある。

水中水銀濃度が高いと、腎障害、化学性肺炎をおこす。

12. 環境影響情報

水銀 : 環境基準 総水銀 $0.0005\text{mg}/\text{l}$ 以下 (環境基本法第16条)

13. 廃棄上の注意

国、地方自治体で定めた、法規に基づいて処分すること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律によれば、家庭では一般廃棄物として廃棄することができる。事業所では産業廃棄物として分類されている。家庭から排出される使用済み蛍光ランプの場合、破碎しないで、市町村の指示に従い「分別収集」を行う。事業所より排出される使用済み蛍光ランプの場合、水銀使用製品産業廃棄物に該当し、排出事業者自ら処理することが義務付けられており、処理に当たっては各種の法規制があるため、専門の処理業者に委託するのがよい。

14. 輸送上の注意

蛍光ランプとしては該当しない。

15. 適用規格

JIS C 7601 蛍光ランプ(一般照明用)

16. その他

1) 蛍光ランプの使用上の安全については、別紙“安全上のご注意・ご使用上の注意”の注意事項による。

2) 参考資料;(一社)日本照明工業会発行 蛍光ランプ及び使用済み蛍光ランプに関するQ&A

3) 記載の内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成したものですが、記載のデータや評価に関しては、

いかなる保証を為すものではありません。また、注意事項は、通常の取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取り扱い願います。

以上